

平成30年 第2回

長与町議会定例会会議録

平成30年 6月 5日開会

平成30年 6月14日閉会

長与町議会

平成30年第2回長与町議会定例会会議録(第1号)

招集年月日 平成30年 6月 5日
本日の会議 平成30年 6月 5日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員 3番 安部 都 議員
5番 饗庭 敦子 議員 6番 安藤 克彦 議員 7番 金子 恵 議員
8番 分部 和弘 議員 9番 西岡 克之 議員 10番 岩永 政則 議員
11番 喜々津英世 議員 12番 山口憲一郎 議員 13番 堤 理志 議員
15番 吉岡 清彦 議員 16番 竹中 悟 議員 17番 内村 博法 議員

欠席議員

14番 河野 龍二 議員

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 谷本 圭介 君 議 事 課 長 富永 正彦 君
主 任 山田 傑 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君 副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 勝本 真二 君 総 務 部 長 山本 昭彦 君
企 画 財 政 部 長 久保平敏弘 君 建 設 産 業 部 長 緒方 哲 君
住 民 福 祉 部 長 松邨 清茂 君 教 育 次 長 森川 寛子 君
健 康 保 険 部 長 中山 庄治 君 水 道 局 長 濱 伸二 君
会 計 管 理 者 山口 利弘 君 建 設 産 業 部 理 事 中嶋 敏純 君
教 育 委 員 会 理 事 金崎 良一 君 秘 書 広 報 課 長 中村 元則 君
総 務 課 長 荒木 秀一 君 情 報 管 理 課 長 堀池 英二 君
契 約 管 財 課 長 井川 勝信 君 地 域 安 全 課 長 山口 功 君
政 策 企 画 課 長 荒木 隆 君 財 政 課 長 田中 一之 君
税 務 課 長 山崎 昇 君 収 納 推 進 課 長 渡部 守史 君
土 木 管 理 課 長 中尾 盛雄 君 都 市 計 画 課 長 日名子達也 君
福 祉 課 長 細田 愛二 君 こ ど も 政 策 課 長 村田ゆかり 君
住 民 環 境 課 長 宮崎 伸之 君 健 康 保 険 課 長 志田 純子 君
介 護 保 険 課 長 辻田 正行 君 水 道 課 長 山口 新吾 君
下 水 道 課 長 山崎 禎三 君 教 育 総 務 課 長 宮司 裕子 君
生 涯 学 習 課 長 青田 浩二 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 和田 弘 君

会議録署名議員

1番 浦川 圭一 議員 2番 中村 美穂 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時23分

平成30年第2回長与町議会定例会
議事日程（第1号）

平成30年 6月 5日（火）
午前 9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	—	会議録署名議員の指名	
2	—	会期の決定	
3	—	議長報告	
4	—	行政報告	
5	報告1	長与町国民保護計画の一部変更について	
6	報告2	平成29年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
7	報告3	平成29年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	
8	報告4	平成29年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
9	報告5	平成29年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	
10	報告6	西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告について	
11	報告7	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
12	報告8	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	
13	37	長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
14	38	長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
15	39	長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて	
16	40	長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例	
17	41	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	
18	42	長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	

平成30年第2回長与町議会定例会会期日程（案）

◎ 会期 6月5日（火）～ 6月14日（木） 10日間

月	日	曜	時間	区分	備考
6	5	火	9:30	本会議	議長報告、行政報告、報告事項 議案上程（提案理由説明）
					（全員協議会）
	6	水	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）吉岡議員・山口議員 （午後）金子議員・分部議員・堤 議員
	7	木	9:30	本会議	一般質問（5名） （午前）饗庭議員・浦川議員 （午後）西岡議員・竹中議員・河野議員
	8	金	9:30	本会議	一般質問（1名） （午前）安部議員
					議案に対する質疑・採決（委員会付託以外の議案） 議案に対する質疑・付託（委員会付託議案）
	9	土	—	休会	
	10	日	—	休会	
	11	月	9:30	委員会	付託案件審査
	12	火	9:30	委員会	付託案件審査
13	水	9:30	委員会	付託案件審査予備日 委員長報告取りまとめ	
14	木	9:30	本会議	委員長報告・採決（委員会付託議案）	

◎一般質問通告一覧

6 日	午前	吉岡清彦 議員 ① 教育行政について ② 行政財源の確保について
		山口憲一郎 議員 ① 町民参加のまちづくりについて
	午後	金子恵 議員 ① 高田南土地区画整理事業の今後について ② 地域活動と協働の在り方について
		分部和弘 議員 ① 町の社会保障施策の充実と強化について ② 高田南土地区画整理事業について
		堤理志 議員 ① 生活安全の問題について ② 生活環境の課題について
	7 日	午前
浦川圭一 議員 ① 本町における適切な都市計画の見直しについて ② 過去の一般質問の答弁にかかる現状の取組について ③ 第3次男女共同参画計画で示している計画について		
午後		西岡克之 議員 ① 本町の公園の維持、管理について ② 施設の利用料、使用料について
		竹中悟 議員 ① 「高田南土地区画整理事業の早期完成を」について ② 地元業者育成及び地産地消について
		河野龍二 議員 ① 公共施設町民有料化について ② 町内交通状況の対策について
8 日		午前

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。ただいまから平成30年第2回長与町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開催いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、1番浦川圭一議員、2番中村美穂議員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から6月14日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月14日までの10日間に決定いたしました。

次に日程第3、議長報告を行います。議長報告であります。お手元に配付したとおりであります。これで議長報告を終わります。

次に請願陳情文書表について申し上げます。請願、陳情につきましてはありません。

次に日程第4、行政報告を行います。行政報告の発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。初夏のこの柔らかな日差しが若葉に降り注ぐ頃となりまして、議員各位におかれましては益々御清栄のことと存じます。さて平成30年第2回長与町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位には大変御多用の中に御出席いただき厚く御礼を申し上げるところでございます。本日から開会をしていただくわけでございますが、本議会におきましても重要な案件をお願いいたしておりますので、どうぞ御審議をいただき御決定いただきますようお願いを申し上げます。

それでは3月から5月にかけての行政報告をさせていただきます。お手元に資料を配付させていただいておりますので、主要な部分だけ御報告をさせていただきたいと思います。初めに3月18日に今年で5回目となる交流人口の増加と長与町のPR、地域の活性化を目的といたしました長与シーサイドマルシェを開催いたしました。天候にも恵まれまして移動動物園の開設やヘルシーウォーキング大会の同日開催などによりましておおよそ5,000人を集客することができ、盛会裏に終了することができました。御協力をいただきました関係各位に心から感謝を申し上げる次第でございます。26日には西彼杵医師会様と災害時等における緊急対応等に関する協定を締結いたしました。災害が起きやすい時期に入っておりますけれども、全国各地で発生する集中豪雨による風水害や地震といった自然災害による被害も大規模化してきております。中でも自力避難が困難で支援を必要とする方々の支援体制づくりも緊急の課題でございます。今回、災害発生時の在宅療養者に対する緊急対応につきまして協定を締結できたことは、

災害に強いまちづくりを目指す長与町にとって大変心強く思う次第でございます。29日には長与町町制施行50周年記念事業実行委員会を開催しております。本町は昭和44年1月1日に町制を施行し、平成31年1月1日に50周年を迎えることとなります。50年という節目の年を記憶に残る1年とするために記念事業などの協議検討を行うものでございます。また、広報ながよなどで周知していますが、現在、町制施行50周年記念のシンボルとして広く活用するロゴマーク及びキャッチフレーズを募集しております。今後とも50周年へ向けての機運を高めていきたいと存じております。4月に入りまして12日に自治会長会、保健環境連合会の総会が開催され、新しく15名の方が自治会長に就任をされております。19日には株式会社セブンイレブンジャパン様と高齢者見守りネットワーク事業に関する協定を締結しております。これは本町におきましてもひとり暮らし高齢者など見守りを必要とする高齢者が増えていく中、このような方々が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう行政、関係機関、団体、民間事業者、住民が連携し、地域全体で日常的に見守る多重的な見守りネットワークを構築するためのものでございます。24日には高田南土地区画整理事業の整備促進、これにつきまして国土交通省へ要望を行ってまいりました。5月に入りまして10日には長与町自主防災組織連絡協議会総会を開催しております。自主防災組織では自分達の地域は自分達で守ることを基本に自主防災組織相互の活性化、町民の防災意識の高揚と地域の連携強化に努めていただくなど、災害に強いまちづくりに御尽力をいただいております。昨年度は北陽台地区に自主防災組織を結成していただき、長与町の自主防災組織は44組織となりました。これは県内でもトップクラスの組織率になっております。また、この行政報告には記載しておりませんが4月、5月と各種団体の総会が多く開催されておりまして、日程の調整がつく限り出席をさせていただいているところでございます。その他にお手元に配付のとおり多くの会議、事業等がっております。次に載せております5,000万未満の入札結果と併せまして御参照いただければと存じます。以上が3月から5月にかけての行政報告でございます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

以上で行政報告を終わります。

次にお手元に配付されました資料について、正誤表の説明の申し出がありますので許可いたします。

総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

おはようございます。議員の皆様にお配りしております報告資料に誤りがございましたので、お手元に報告書の訂正についてという表題の正誤表をお配りしております。

誤りの箇所は、報告6西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についてに関連する資料の平成29年度決算諸表及び附属明細書の5ページ、財産目録中の1か所で、正誤表に記載のとおりでございます。皆様にはお手数でございますが、訂正をお

願いするとともにお詫びを申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第5、報告1長与町国民保護計画の一部変更についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

報告1につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆様おはようございます。私からは報告1長与町国民保護計画の一部変更につきまして御報告をいたします。平成19年3月に作成いたしました長与町国民保護計画につきまして、平成29年度中に一部変更を行いましたので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告するものでございます。今回の変更は気象データの年次データの更新、国の所管省庁名の変更、長与町組織規則の改正に伴う課名の変更、用語の修正となっております。変更箇所につきましては新旧対照表に朱文字で記載しておりますので御参照下さい。以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第6、報告2平成29年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告2につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。それでは御報告申し上げます。報告2平成29年度長与町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。先の3月定例会で議決をいただきました補正予算（第6号）の繰越明許費3件、合計4億519万6,000円に対しまして、翌年度繰越額は道路橋りょう維持事業以下3件、合計3億5,128万5,000円でございます。

翌年度繰越額の財源内訳は未収入の特定財源として、国庫支出金3,380万3,000円、地方債1億9,850万円、一般財源1億1,898万2,000円となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第7、報告3平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

ただいま御案内ありました報告3につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。報告3平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。平成29年度の繰越明許費は1款土木費1項都市計画費の高田南土地区画整理事業、限度額4億6,122万2,000円に対し、翌年度繰越額4億1,916万円とするものでございます。財源内訳につきましては国県支出金1億4,658万7,000円、その他2億7,257万3,000円でございます。繰越の主な内訳としては工事3件となっております。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第8、報告4平成29年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告4につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

おはようございます。報告4平成29年度長与町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は、第1款資本的支出第1項建設改良費事業名高田地区（高田南）配水管布設工事で予算計上額226万8,000円、翌年度繰越額226万8,000円でございます。財源内訳として損益勘定留保資金226万8,000円でございます。繰越の理由は高田南土地区画整理事業の工事遅延により本工事の年度内完了が困難となったためでございます。以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第9、報告5平成29年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告5につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

報告5平成29年度長与町下水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告いたします。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額は第1款資本的支出第1項建設改良費事業名下水道事業のうち工事請負費、予算計上額194万4,000円、翌年度繰越額194万4,000円でございます。財源内訳として損益勘定留保資金194万4,000円でございます。繰越理由は高田南土地地区画整理事業の工事遅延により污水管布設工事の年度内完了が困難となったためでございます。以上で御報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第10、報告6西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告6につきましても所管より報告させていただきます。

○議長（内村博法議員）

鈴木副町長。

○副町長（鈴木典秀君）

おはようございます。それでは御報告をさせていただきます。報告6西彼中央土地開発公社の経営状況に関する書類につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により提出し報告いたします。書類の内容は平成30年度予算及び平成29年度決算となっております。まず、平成30年度予算について概要を説明いたします。1ページをお開きください。第2条では収益的収入及び支出の予定額として収益的収入の合計を209万4,000円、収益的支出の合計を226万6,000円と定めております。2ページをお開きください。第3条では資本的収入及び支出の予定額として、資本的収入の合計を158万3,000円、資本的支出の合計を317万4,000円とし、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額159万1,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものと定めております。第4条では短期借入金の限度額、第5条では予算の弾力運用について定めております。予算に関する説明書につきましては御参照いただきたいと思っております。

続きまして、平成29年度決算につきまして概要を説明いたします。決算諸表の1ページをお開きください。平成29年度における公社の事業活動の結果、年度末における事業用資産は面積1万3,219.01平方メートル、金額10億6,484万6,078円となっております。また11万1,356円の利益が生じたので準備積立金の合

計は245万7,972円となっております。2ページには主な処理事項、3ページには理事会及び監事会開催状況と役員に関する事項を記載しております。4ページの貸借対照表では、資産合計と負債資本合計がそれぞれ10億7,233万4,238円で、資産合計から負債合計を差し引いた資本合計は745万7,972円となっております。5ページの財産目録には資産及び負債の内訳を記載しております。6ページの損益計算書では収益から費用を差し引いた当期純利益が11万1,356円となっております。7ページのキャッシュフロー計算書では事業活動、投資活動、財務活動に係る現金の流れにより、今期の現金及び現金同等物増加額が14万1,544円で、期末残高では245万8,160円となっております。次に、添付している附属明細書の中で長与町に係る土地の変動について説明いたします。2ページ、3ページの事業用資産明細表でございます。長与町分の当期増加高では支払利息3件の合計141万944円が増加しております。当期減少高の内訳として、高田南土地区画整理事業用地で面積165.93平方メートル及び都市計画道路西高田線街路事業用地で面積856平方メートルの町の買い戻しに係る用地費、支払利息の減少と土地の貸付に係る使用料等の充充分による減少があり、長与町合計で7,443万260円の減少となっております。したがって長与町分の期末残高の合計は、面積が1万2,741.57平方メートル、用地費と支払利息合わせて10億2,614万6,067円となっております。

以上で書類の説明と報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第11、報告7和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、続きまして報告7につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

皆さんおはようございます。報告7和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分につきまして御報告いたします。本報告は本町高田郷で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により平成30年4月10日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては損害を与えている点を考慮し、氏名等を黒塗りとしております。事故の概要ですが、平成30年3月16日午前10時10分頃高田郷内で発生したもので、現場付近の廃棄物を収集するために道路に停車し車を降りたところ、サイドブレーキの利きが甘く車の自重で進み、駐車してあった相手方の車両の右前方フロントバンパーに接触し破損させたものでございます。

その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容については町の過失割合を10割とし損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。

この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額の9万880円でございます。なお、事故後直ちに当事者及び関連業務従事者への注意喚起、車両点検を行いまして再発防止に努めてまいります。以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第12、報告8 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についての発言を許可いたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、報告8につきましては所管より報告をさせていただきます。

○議長（内村博法議員）

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

報告8 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分につきまして報告いたします。本報告は町道内で発生した物損事故に係るもので、和解及び損害賠償の額を定めることについて地方自治法第180条第1項の規定により、平成30年5月7日に専決処分を行いましたので同条第2項の規定により報告するものでございます。なお、和解及び損害賠償の相手方につきましては、損害を与えている点を考慮し氏名等を黒塗りしております。事故の概要ですが、平成30年4月21日午前7時30分頃、平木場郷497番地4付近で発生したもので、山田橋付近の横断側溝を通過した際、グレーチング蓋が跳ね上がり後輪側面付近を破損させたものでございます。その後、相手方と示談交渉を進めた結果、和解することで合意を得ております。和解の内容につきましては町の過失割合を10割とし、損害を賠償するものであり、今後本件事故に関し双方とも一切異議、請求の申し立てを行わないことを確認するものでございます。この和解による損害賠償の額は損害額の10割相当額の2万7,000円でございます。なお、事故箇所につきましては既に側溝修繕工事は完了しております。今後も引き続き事故防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（内村博法議員）

次に日程第13、議案第37号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。日程第14、議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて。日程第15、議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを一括議題といたします。

ただいま一括議題とします議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案とありました議案第37号から第39号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

はじめに、議案第37号長与町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして並びに議案第38号長与町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明を申し上げます。平成30年の地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布をされまして4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定によりまして平成30年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。

まず、議案第37号でございます。今回の税制改正の主な内容といたしましては個人住民税につきまして、特定の働き方だけでなく様々な形で働く人を応援する働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げると共に基礎控除を同額引き上げる改正、合計所得金額が2,500万円を超過する所得割の納税義務者について基礎控除が喪失し、調整控除を適用しないこととする改正。給与所得控除額が上限となる給与収入を1,000万円超から850万円超へ引き下げ、公的年金等につきましては公的年金等収入1,000万円超の場合、控除額に上限を定める改正。固定資産税につきまして生産性控除特別措置法の規定により町が主体的に作成した計画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資につきまして、固定資産税を2分の1から0まで軽減することを可能とする3年間の時限的な特例措置を創設及び土地の負担調整措置につきまして現業の仕組みを3年延長する改正。たばこ税につきまして、たばこ税の税率を国と地方合わせて1本当たり1円ずつ計3円を3段階で引き上げる改正及び加熱式たばこの課税方式を5年間かけて段階的に移行する見直しなどとなっております。専決処分書の1ページをお開きください。第1条中第20条は延滞金の計算を行うときの年当たりの割合の基礎となる日数を規定するもので、法人町民税に係る改正によるものでございます。第23条は個人町民税の納税義務者等について、電子申告義務化に係る除外規定の条文の追加でございます。第24条は第1項で障害者、未成年者等に対する個人町民税の非課税となる合計所得金額の要件を135万円以下に引き上げる改正、第2項で均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正及び控除対象配偶者の定義を変更するものでございます。第31条は字句の修正でございます。第34条の2及び第34条の6は前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者について基礎控除額が消失し、調整控除額を適用しないこととする所得要件を創設するものでございます。第36条の2は年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件を見直すものでございます。第47条の3は特別徴収義務者に係る規定を改めるものでございます。第47条の5は年金所得に係る仮特別徴収税額等について読替規定の追加をするものでございます。1ページ下段の第48条は、法人町民税の申告納付に係る規定を定めるも

の及び資本金1億円を超える法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について新たに規定するものでございます。2ページ下段の第52条は、法人町民税の納期限延長に係る延滞金の計算期間について改正するものでございます。3ページ下段の第53条の7は、特別徴収税額の納入申告書について様式を規定するものでございます。第54条は固定資産税の納入義務者等に係る規定を改正するものでございます。第92条は製造たばこの区分を創設するものでございます。第92条の2は、第92条の創設による条ずれでございます。4ページの第93条の2は、加熱式たばこについて製造たばことみなすこととする規定を創設するものでございます。4ページ中段から6ページにかけての第94条はたばこ税の課税標準について、製造たばこの区分を改めるもの及び加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について改正するものでございます。6ページ上段の第95条は、たばこ税の税率を1,000本につき5,692円に引き上げるものでございます。第96条はたばこ税の課税免除について、第92条の創設による条ずれに伴い改正するものでございます。第98条はたばこ税の申告納付の手続について文言を改めるものでございます。6ページ中段の附則第3条の2及び附則第4条は法人町民税に係る改正により条文を整理するものでございます。附則第5条は、個人町民税の所得割の非課税の範囲等について非課税限度額を引き上げる改正でございます。6ページから7ページにかけての附則第10条の2は、第1項汚水又は廃液処理施設及び第4項雨水貯留浸透施設に係る施設について、特例の割合を定める改正でございます。第7項、第9項及び第10項は津波避難施設等に係る施設について対象施設等を追加するもの及び特例の割合を定めるものでございます。第14項から第18項は再生可能エネルギー発電設備に係る設備について出力規模の細分化により追加するもので、それぞれ特例の割合を定めるものでございます。第26項の生産性向上に向けた償却資産の特例は、認定先端設備等導入計画に基づき行われました中小企業の一定の設備投資について固定資産税を軽減することを可能とする3年間の時限的な特別措置の創設でございます。なお、生産性向上特別措置法の施行の日より施行することとしております。その他の項につきましては、項の削除及び追加による項ずれの改正でございます。7ページ中段から8ページにかけての附則第10条の3は、改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告について新たに規定するもの及び条文を整理するものでございます。附則第11条、第11条の2、第12条、第13条及び第15条の改正は、土地の負担調整措置について平成30年度から平成32年度までの3年間、現行の仕組みを継続する改正でございます。9ページ上段の附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例についての見出しの整備でございます。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人町民税の課税の特例について改正するものでございます。第2条から第4条中、第94条第3項の改正は加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について規定を定めるものでございます。附則第10条の2は、固定資産税のわがまち

特例についての条文の整備でございます。第95条はたばこ税の税率を平成32年10月1日から1,000本につき6,122円に、平成33年10月1日から1,000本につき6,552円に改めるものでございます。第5条は第93条の2及び第94条第3項におきまして、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法の経過措置終了に伴い条文を整理するものでございます。第6条は長与町税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第18号の一部改正でございます。紙巻たばこ3級品に係る税率の経過措置について、平成31年3月31日までの期間を平成31年9月30日まで延長するもの及び手持品課税について1,000本につき1,692円に改正するものでございます。10ページ上段の附則でございますが、第1条では本条例は平成30年4月1日から施行することとしております。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては当該各号に定める日から施行することとしております。第2条は町民税に関する経過措置、第3条及び第4条は固定資産税に関する経過措置、第5条、第8条及び第10条は町たばこ税に関する経過措置、第7条は手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置について、それぞれ規定をしております。第6条、第9条及び第11条は紙巻たばこの税率の引き上げに係る手持品課税の実施時期等について規定をしております。

続きまして議案第38号でございます。1ページをお開きください。第1条中、附則第6項は改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして新たに規定するものでございます。附則第7項から第12項は、宅地等に係る都市計画税の負担調整措置の3年間の特例延長に伴う改正でございます。附則第13項から第16項は項ずれに伴う改正でございます。2ページ中段の第2条は、わがまち特例の改正に伴う条文の整理でございます。2ページ下段の附則でございますが、第1条では、本条例は平成30年4月1日から施行することとしております。ただし、次の各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行することとしております。第1項において施行期日を規定しております。第2項につきましては経過措置を規定しております。

次に議案第39号長与町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成30年3月31日に公布され4月1日に施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分させていただきましたので、その承認を求めるものでございます。改正の主な内容は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を4万円引き上げるもの及び低所得世帯に対する支援として実施している保険税軽減措置について軽減世帯の所得基準額を引き上げるものでございます。第2条第2項は基礎課税額に関する規定でございますが、課税限度額を54万円から58万円に改めるものでございます。第21条は第2条と同様、課税限度額の改正に係るものでございます。第21条第2号は5割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を27万円から27万5,000円に

引き上げるものでございます。次に、同条第3号は2割軽減に関する規定でございますが、軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗ずるべき金額を49万円から50万円に引き上げるものでございます。この改正により低所得世帯に対する保険税軽減の対象世帯が拡大されることとなります。第22条の2は特例対象被保険者に係る申告の規定でございますが、マイナンバー連携により情報が把握できれば雇用保険受給資格証明書の提示が不要になることによる改正でございます。最後に附則でございますが、第1項におきまして施行期日を、第2項におきまして適用区分を規定しております。以上が議案の内容でございます。御承認の程よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（内村博法議員）

次に日程第16、議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例。日程第17、議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。日程第18、議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第19、議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第20、議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。日程第21、議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。日程第22、議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

ただいま一括議題とします議案について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、ただいま一括提案となりました議案第40号から第46号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。はじめに議案第40号長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例につきまして。本議案はいじめ防止対策推進法の規定に基づき児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な組織として、長与町いじめ問題対策連絡協議会、長与町いじめ等学校問題サポートチーム、長与町いじめ問題調査委員会の設置につきまして、新たに条例を定めるものでございます。第1章の第1条は総則として本条例の趣旨を定めております。第2章の第2条から第9条までは、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るための組織であるいじめ問題対策連絡協議会の設置、所掌事項、組織に関する事項、会議等について定めております。第3章の第10条から第15条までは、いじめ防止等の対策を迅速かつ実効的に行うため、また、いじめ等による重大事態が発生したと疑われる場合に調査を行うために、教育委員会が必要に応じて諮問するためのいじめ等学校問題サポートチームの設置、所掌事務、組織に関する事項、会議等について定めております。第4章の第16条から第19条までは、いじめ等による重大事態に関して、学校又は教育委

員会が行った調査の結果の報告を受けた町長が重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときに、公平性透明性を確保して再調査を行うためのいじめ問題調査委員会に関して、設置、所掌事務、組織に関する事項等について定めております。第5章の第20条では委任について定めております。附則では、施行日を平成30年7月1日からとしておるところであります。

次に議案第41号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、本議案は長与町いじめ問題対策連絡協議会等条例の上程に伴い、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について新たに追加するものでございます。改正の内容は、別表の町長の部に長与町いじめ問題調査委員会の報酬額を新たに加え、同じく別表の教育委員会の部に長与町いじめ問題対策連絡協議会及び長与町いじめ等学校問題サポートチームの報酬額を新たに加えるものです。附則といたしまして、本条例は平成30年7月1日から施行することとしております。

続きまして議案第42号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴う所要の改正を行うものでございます。第6条第2項及び第3項につきましては代替保育の提供及び確保について新たに定めるものでございます。また、第16条第2項につきましては食事の提供に関しまして搬入施設の対象者を拡大するもので、附則第2条第2項につきましては同じく食事の提供に関しまして、経過措置期間を5年から10年に延長するとともに体制確保の努力義務を課すものでございます。附則では施行日を公布の日からとしておるところであります。

次に議案第43号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして。本議案は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。第10条第3項第4号は資格を有する者の対象を明確化するもので、第10号は放課後児童支援員の資格要件の拡大を行うものでございます。附則では施行日を公布の日からとしております。

次に議案第44号長与町指定地域密着型サービスの事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、この条例は介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が平成30年3月22日公布、平成30年4月1日より施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、第3条の指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格につきまして、看護小規模多機能型居宅介護に係る指定の申請に限り、病床を有する診療所を開設している者を新たに追加しました。また、町独自の条文としまして平成24年に制定された長与町暴力団排除条例を遵守し、ただし書きを新たに追加しております。なお附則において本条例の施行期日を公布の日からとしておるところであります。

次に議案第45号長与町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につき

まして。地方自治法第96条第1項第13号法律上その義務に属する損害賠償額に基づく議会の議決を要する事件につきましては、地方公営企業法第40条第2項によりまして、条例で定めるものを除き適用除外とされております。本町におきましては長与町水道事業の設置等に関する条例におきまして、議会の議決を要する事項について規定をしておりますが、本町及び他自治体を含めた近年の賠償実績等に鑑み、額の変更をお願いするものでございます。

次に議案第46号平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）につきまして。予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,472万4,000円を追加いたしまして、補正後の総額を123億1,926万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきまして、2ページからの第1表歳入歳出予算補正により御説明を申し上げます。歳入の13款国庫支出金では、地方創生推進交付金及び公園施設長寿命化計画策定事業費補助金を計上いたしております。14款県支出金では農村地域防災減災事業補助金及びICT活用拠点校事業研究委託金を計上、17款繰入金では財源調整のための財政調整基金の繰入金を計上いたしております。

続いて3ページの歳出の主なものを御説明いたします。2款総務費では、いじめ問題調査委員会委員の報酬及び費用弁償を計上。6款農林水産業費では、農村地域防災減災事業設計業務委託料を計上いたしております。8款土木費では、公園施設長寿命化計画策定業務委託料及び中尾城公園の公園用地購入費を計上。10款教育費では、いじめ問題対策連絡協議会委員及びいじめ等学校問題サポートチーム委員の報酬と費用弁償を計上。また、小中学校費におきましては、学校用パソコンにおけるリースから購入へのトータルコスト縮減に向けた調達方法変更に伴う経費を計上いたしております。以上が補正予算第1号の主な内容でございます。議案のあとに平成30年度長与町一般会計補正予算（第1号）に関する説明書を添付いたしておりますので御参照ください。

以上が提案内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（内村博法議員）

これにて本日の日程は終了いたします。本日はこれで散会いたします。

お疲れ様でした。

（散会 10時23分）